

令和3年12月24日

病院長・診療所長各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
病院診療所担当理事 三松 興道

【第5報】令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する交付金等一覧の
送付について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

【第5報】令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する交付金等一覧の
送付について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和3年度における新型コロナウイルス感染症
関連の各種交付金等支援制度について、本年度より本会で一覧をまとめるこ
とと致しました。

今回、その第5報として、現在公表されている新型コロナウイルス関連の
交付金等をまとめた一覧表を送付致します。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会
会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

事務担当：病院診療所支援課 佐藤
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail：k-sato@kanagawa.med.or.jp

タイトル	名称	対象	概要	給付(融資)内容	申込期限	申請者	問合せ先	備考: ホームページ等
医療従事者等 交付金等	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における「COVID-19JMAT保険料」	郡市区医師会より派遣される医師等(任意登録)	ワクチン接種会場等に派遣された場合の保険	・死亡・後遺障害: 5,000万円 ・入院: 1日につき15,000円(入院初日より) ・通院: 1日につき10,000円 ・特定指定感染症一時金支払特約医師100万円/医師以外50万円	※詳細は当該市町村、郡市区医師会へお問合せください	郡市区医師会(団体での登録)	神奈川県医師会(地域医療課) 045-241-7000	
	妊婦個人向け 「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業」の償還払い	・発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状は有さないが妊娠期間中に検査を希望し、はじめて検査事業による検査を受検した者 ・保健所設置市及び寒川町を除く県内市町村(以下、神奈川県域内)に居住し、神奈川県域外で検査を希望し受検した者で、検査費用を医療機関に支払い、他自治体を実施する助成を受けていない者 ・神奈川県域内に居住し、神奈川県内に所在地がある医療機関で「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業」による検査を受検した者	「母子保健医療対策総合支援事業実施要項」に基づく「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」の対象となる妊婦が新型コロナウイルスへの感染を確認するためのPCR等検査を保健所設置市及び寒川町または神奈川県外の自治体において、自己の負担で受けた場合に償還払いにより県が検査費用を助成。新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への支援の推進を図ることを目的とする	検査を要した費用と国が示した基準単価(20,000円)を比較して少ない方の額	令和4年3月31日までに接種をした方 ※令和3年4月1日から施行同日以後に受検した検査から適用	個人	神奈川県 医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-4791 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/pregnant_woman_pcr.html	
事業者向け 医療機関 関係 交付金等	ゴールデンウィーク期間中における協力金(神奈川県4/22発信)	・県の指定を受けた「発熱診療等医療機関」	対象期間【5月3日(月)～5月5日(水)】に発熱患者の診療や新型コロナウイルス感染者の入院受入れ等に協力いただいた医療機関を対象に協力金を支給	【支給要件】 1日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を整備 【支給額】 1日あたり10万円(日数に応じて支給)	令和3年4月27日(火) 午前8時までに県に登録	医療機関	神奈川県 健康医療局医療危機対策本部室 ゴールデンウィーク協力金担当 045-285-0712	・午前7時から午後11時の間で、合計4時間以上診療時間の確保が必要 ・登録内容は県や市、保健所、医師会等で共有し、コールセンターや相談窓口での情報提供に活用(一般には非公開) ・オンライン診療で対応する場合(初診含む)や発熱患者の在宅医療を行う場合も対象
		・新型コロナウイルス陽性者の入院受入を行う「神奈川モデル認定医療機関」	※協力金とは別に、発熱患者等の診療を行った場合、休日加算についても算定可能	【支給要件】 対象期間に新たに新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院の受入 【支給額】 入院患者1人あたり20万円(1入院につき1回)	事前登録は不要(実績に応じて支給)	医療機関		・疑い患者の入院受入は対象となりませんが、入院後に陽性が判明し、引き続き入院を継続した場合は対象とします。
		・後方支援医療機関「神奈川モデル認定医療機関」	※協力金とは別に、発熱患者等の診療を行った場合、休日加算についても算定可能	【支給要件】 対象期間に新たに他院から新型コロナウイルス感染症回復後の患者の入院の受入 【支給額】 入院患者1人あたり10万円(1入院につき1回)	事前登録は不要(実績に応じて支給)	医療機関		・神奈川モデル認定医療機関のうち重点医療機関協力病院B④が対象 ・精神科コロナ重点医療機関協力病院で県の要請に応じてあらかじめ後方支援病床を確保している医療機関も対象

令和3年度 新型コロナウイルス感染症関連各種交付金等支援制度一覧

タイトル	名称	対象	概要	給付（融資）内容	申込期限	申請者	問合せ先	備考：ホームページ等
事業者向け 医療機関 向給付金等	「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業」の償還払い	・神奈川県内に所在地がある医療機関で、神奈川県内に居住する者又は神奈川県外に居住する者で居住する自治体が償還払いに応じない等やむを得ない事情がある者に対して検査を行い、本来は検査を受検した者から受けるべき支払いを受けていない医療機関	「母子保健医療対策総合支援事業実施要項」に基づく「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」で検査を行った医療機関が妊婦から検査費用の支払いを受けていない場合に、償還払いにより県が検査費用を助成。 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への支援の推進を図ることを目的とする	検査を要した費用と国が示した基準単価（20,000円）を比較して少ない方の額	令和4年3月31日までに接種をした方 ※ 令和3年4月1日から施行同日以後に受検した検査から適用	医療機関	神奈川県 医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-4791	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/pregnant_woman_pcr.html
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について	ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等を派遣をした場合	目的： 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで体制を強化する	【上限額】 ・医師： 1人1時間当たり 7,550円 ・医師以外の医療従事者： 1人1時間当たり 2,760円	対象期間： 令和3年4月1日～令和4年3月までに行われる派遣	医療機関	厚生労働省 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金担当 ncov-koufukin@mhlw.go.jp 医療機関所在地の市町村予防接種担当 神奈川県医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0075	実施要項、交付要綱やQ&A等の同補助事業関連文書 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6
	新型コロナウイルスワクチン接種費用（2,070円）への時間外・休日加算相当分の上乗せについて	【時間外（平日）】 休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間を加算対象 【休日】①または②のいずれかに該当する日 ①平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日（休診日） ②日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日	目的： ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。	時間外加算：730円 休日加算：2,130円	対象期間： 令和3年4月1日～令和3年7月末まで →当面継続 (8・9月/10・11月) / 令和3年12月1日～令和4年9月30日まで ※ 接種費用2,070円との整合性を図ること	医療機関	医療機関所在地の市町村予防接種担当 神奈川県医療危機対策本部室ワクチンチーム 045-285-0716	○課税関係 ・接種費用：2,070円 ・時間外加算：730円 ・休日加算：2,130円 上記については「委託料収入」とされ、消費税も課税（単価+消費税）されます。また、所得税・法人税の四段階税制（社会保険診療報酬の所得計算の特例）にて指標となる、医療収入7,000万円にカウントされます。 ※ 税務状況は個々で異なるケースが多数のため、最終判断は、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

令和3年度 新型コロナウイルス感染症関連各種交付金等支援制度一覧

タイトル	名称	対象	概要	給付(融資)内容	申込期限	申請者	問合せ先	備考:ホームページ等
事業者向け	新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のための財政支援(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	診療所 ・週100回以上の接種を7月末まで→8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に4週間以上行う場合 ・週150回以上の接種を7月末まで→8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に4週間以上行う場合	これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数	①「診療所」における接種回数の底上げ 診療所 ・週100回以上の接種を7月末まで→8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に4週間以上行う場合 →週100回以上の接種をした週における接種回数に対して2,000円/ ・週150回以上の接種を7月末まで→8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に4週間以上行う場合 →週150回以上の接種をした週における接種回数に対して3,000円/	対象期間 令和3年5月9日～令和3年7月末まで →当面継続 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月	医療機関(診療所)	厚生労働省 ※いずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、都道府県が医療機関へ交付する。 神奈川県医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0075	※ 個別接種促進のための支援事業にかかる請求方法に係る請求及び支払いの時期については、別途神奈川県より示される予定です。 ○課税関係 ①「診療所」における接種回数の底上げ ②接種施設数の増加 ③「病院」における接種体制の強化 上記については「補助金収入」とされ、消費税は課税されません。 また、所得税・法人税の四段階税制(社会保険診療報酬の所得計算の特例)にて指標となる、医療収入7,000万円にはカウントされません。 ※ 税務状況は個々で異なるケースが多数のため、最終判断は、税理士または所轄の税務署にご相談ください。
		医療機関(病院・診療所) ・50回以上/日の接種を行った場合	の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。	②接種施設数の増加 医療機関(病院・診療所) ・50回以上/日の接種を行った場合、 →1日当たり定額で10万円 ※同一日に上記支援との重複不可	③「病院」における接種体制の強化 病院 ・特別な接種体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上行った週が7月末まで→8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に4週間以上ある場合 →医師 1人1時間当たり7,550円 →看護師1人1時間当たり2,760円	医療機関(診療所・病院)	医療機関(病院)	
	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業融資方針 (無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援金の融資)	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等	独立行政法人福祉医療機構では新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施。 (前年同期などと比較して減収または利用者が減少している等)	○貸付利率(当初5年間の無利子貸付の範囲) ①病院 : 3割以上減収→2億円 3割未満減収→1億円 ②診療所 : 3割以上減収→5,000万円 3割未満減収→4,000万円 ※上記以外の部分 0.2% ○貸付金の限度額 ①病院 : 3割以上減収→10億円 3割未満減収→7.2億円 ②診療所 : 3割以上減収→5,000万円 3割未満減収→4,000万円 ○無担保貸付 ①病院 : 3割以上減収→6億円 3割未満減収→3億円 ②診療所 : 3割以上減収→5,000万円 3割未満減収→4,000万円 詳細につきましては問い合わせ先までご連絡をお願いします。		医療機関	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 ・医療貸付専用フリーダイヤル 0120-343-863 ・携帯等で繋がらない場合 03-3438-0403	優遇融資の情報 (優遇融資詳細、Q&A、借入申込書等) https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

令和3年度 新型コロナウイルス感染症関連各種交付金等支援制度一覧

タイトル	名称	対象	概要	給付（融資）内容	申込期限	申請者	問合せ先	備考：ホームページ等	
事業者向け	医療機関向け交付金等	新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」中途加入申込の再開について	日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所（医師会検診・検査センター含む） ※個人・法人ともに対象。また、1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能	医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益、家賃などの継続費用を補償する制度	以下の条件3つすべてを満たした場合 ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）及び消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を閉鎖すること →休業一時金：100万円	補償期間別掛金表 ●掛金:28,000円（入金締切 R3.5/26） 申込締切:R3.5/25 16時 期間:R3.6/1～R4.1/1 ●掛金:24,000円（入金締切 R3.6/25） 申込締切:R3.6/24 16時 期間:R3.7/1～R4.1/1 ●掛金:20,000円（入金締切 R3.7/27） 申込締切:R3.7/26 16時 期間:R3.8/1～R4.1/1 ●掛金:16,000円（入金締切 R3.8/26） 申込締切:R3.8/25 16時 期間:R3.9/1～R4.1/1 ●掛金:12,000円（入金締切 R3.9/27） 申込締切:R3.9/24 16時 期間:R3.10/1～R4.1/1 ●掛金:8,000円（入金締切 R3.10/26） 申込締切:R3.10/25 16時 期間:R3.11/1～R4.1/1	医療機関	日本医師会 地域医療課（本制度全般） Tel:03-3946-2121 mail:jmabi2020@tmnf.jp 加入申込方法・その他 mail:2020jmabi@tokio-mednet.co.jp	詳細は下記専用WEBページをご参照ください。 申込専用WEBページ https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html
	「個人防護具購入経費」に対する令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の活用について	発熱診療等医療機関	神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の事業区分（4）「帰国者・接触者外来等設備整備事業」の中の個人防護具について、今年度は補助対象とする	1人あたり上限3,600円 個人防護具対象： マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド	申請書の提出期限 令和3年7月21日（水）必着 →令和3年11月10日（水）必着	医療機関	神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ 交付金担当 045-285-0646 mail: iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp	神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ 交付金担当 045-285-0646 mail: iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp	神奈川モデル認定医療機関、発熱診療等医療機関につきましては、既に神奈川県より通知済みです。 ※ 個人防護具 については、令和3年9月28日付厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制について」において、「『診療・検査医療機関』に検査に必要な個人防護具が行き渡るよう、国から配布支援を行う」とされていることから原則、補助対象とはしません。ただし、既に10月以降分を購入している場合は、補助対象となるため、申請できます。
事業者向け	休日急患診療所等向協力金	地域の医療従事者等の接種を行う郡市医師会が運営する医科休日急患診療所 ※ 郡市医師会が会場を確保して医療従事者への集団接種を行う場合も上記に準ずる 一日あたり50人以上の接種を行うこと ※ 前日までに50人以上の予約があり、当日キャンセル等により実績が50人未満になった場合でも支給対象となる。	医療従事者等向け新型コロナウイルスワクチンの接種体制の充実確保を図るために協力が支払われる制度	対象期間中（R3.4/1～6/30）に新型コロナウイルスワクチンの接種を行うために開所した日数に基づき支給 ※一日あたり50人以上の接種 【基準額】 1日15万円 最大150万円を上限	令和3年7月26日（月） 【提出先】 神奈川県医師会 （病院診療所支援課）佐藤 k-sato@kanagawa.med.or.jp	郡市医師会	【申請方法・内容】 神奈川県コロナワクチンチーム 045-285-0716 【提出について】 神奈川県医師会 （病院診療所支援課） 045-241-7000		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症関連各種交付金等支援制度一覧

タイトル	名称	対象	概要	給付(融資)内容	申込期限	申請者	問合せ先	備考:ホームページ等
事業者向け	「国直接事業」 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金	院内等で感染拡大を防ぐための取組みを行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所	新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するの増し費用を補助するもの	●補助基準額(上限額) ・病院・診療所(医科・歯科) 10万円 ・無床診療所(医科・歯科) 8万円 ・薬局・訪問看護事業者・助産所 6万円 ●補助の対象経費 R3.10.1～R3.12.31までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要する次の経費 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、薬剤材料費)、役員費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	申請受付期間: 令和3年11月1日から 令和4年1月31日 ※原則としてインターネットを利用した電子申請。 ※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。	医療機関等	厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター 0120-336-933 (平日9:30～18:00)	厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html
	(令和4年1月始期) 新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」について	日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所(医師会健診・検査センター含む)の他、新たに医療機関に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所 ※個人・法人ともに対象。また、医療機関で複数施設がある場合、施設単位で任意加入が可能	医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益、家賃などの継続費用を補償する制度	以下の条件2つすべてを満たした場合 ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関または介護サービス事業所に勤務する医療・介護従事者(医療機関との兼任者含む)が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ②医療・介護従事者の新型コロナウイルスの感染(濃厚接触)及び消毒の実施に伴い、休診・休館日を含む連続3日(3営業日ではない)以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖、介護サービス提供を停止すること 医療機関:最大200万円(年間掛金48,000円) 介護サービス事業所:最大50万円(年間掛金18,000円)	補償期間別掛金表 ●掛金:医療機関 48,000円 介護サービス事業所 18,000円 申込締切:R3.12/27 16時(入金締切 R3.12/30) 期間:R4.1/1～R5.1/1 ●掛金:医療機関 44,000円 介護サービス事業所 16,500円 申込締切:R4.1/27 16時(入金締切 R4.1/31) 期間:R4.2/1～R5.1/1 ●掛金:医療機関 40,000円 介護サービス事業所 15,000円 申込締切:R4.2/24 16時(入金締切 R4.2/28) 期間:R4.3/1～R5.1/1 ●掛金:医療機関 36,000円 介護サービス事業所 13,500円 申込締切:R4.3/29 16時(入金締切 R4.3/31) 期間:R4.4/1～R5.1/1	医療機関	【本制度全般】 Tel:03-3243-8982 mail:jmabi2020@web-tac.co.jp 【保険料振込み全般】 Tel:03-6704-4016 mail:2020jmabi@tokio-mednet.co.jp 【補償金請求】 Tel:03-3515-4143 mail:jmabi2020@tmnf.jp	詳細は下記専用WEBページをご参照ください。 (日本医師会ホームページ:休業補償制度) 申込専用WEBページ https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/010289.html
	年末年始期間中の医療提供体制確保における協力金(神奈川県12/3発信)	神奈川県の指定を受けた「発熱診療等医療機関」	対象期間【令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)】に発熱患者の診療等に協力いただいた左記医療機関を対象に協力金を支給 ※協力金とは別に、発熱患者等の診察を行った場合、休日加算についても算定可能	支給額: 対象期間中に一日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を確保した場合、対象医療機関に対し、1日あたり5万円支給(日数に応じて支給) 加えて、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合は、その回数を問わず1日あたり5万円を加算	対象期間の診療日・診察時間等について、神奈川県に登録申請。 締切り: 令和3年12月19日(日)→令和3年12月26日(日)	医療機関	神奈川県健康医療局 医療危機対策本部室 年末年始協力金担当 045-285-0712	登録いただいた内容は、県や市、保健所、医師会等で共有し、ホームページやコールセンター、相談窓口等で情報提供に活用させていただきます。(ホームページへの掲載は任意) 申請用WEBフォーム(12/20以降用) https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/60be8d9f711611cd35faf8eb4c375e1d045bfb1584810d37697b6ca71955186